

2. 学校防犯対策の概要

2-1 対策の実施にあたって

2-1-1 指導・介入（補導）の基本原則「安」

暴力予防・対応計画には予防と指導・介入についての考慮が必要である。その計画では、深刻な行動上の問題や成績上の問題を評価する訓練を受けた専門家チームと容易に相談できる機会を全ての職員に提供することを定める。該当生徒には特別教育サービスの機会が与えられる。学級担任教師は学校心理専門家あるいはその他の精神衛生医、並びにカウンセラー、読書専門家（Reading Specialists）及びその他の教育専門家に相談できる。

<基本原則>

①生徒、学校、家庭、及びコミュニティが協力して、責任を共同分担する

暴力的行動に走る危険性のある子供に対して、協調した体制で臨む。実績を上げている学校では子供の教育の中に家庭やコミュニティ全体が参加するようにしている。そのような学校では、児童・家庭部局、法執行部局、少年審判所、精神衛生部局、企業リーダーやエスニックリーダー、更に他のコミュニティ部局などと調整・協働関係を築いている。

②初期の注意信号が観察されたときは両親に通報し意見を求める

両親を直ちに引き込む必要がある。安全面で実績のある学校では、次のような方法で両親を引き込むようねばり強く努力している。すなわち

- ・学校の賞罰方針、手続き、規則、及び子供の行動（善きに付け悪しきに付け）を両親に知らせる
- ・学校全体の規律方針及び手続きの立案に参画させる
- ・予防・指導・介入プログラムの実施及び危機計画の立案に参加するよう勧める。両親は、学校の行う指導・介入が子供たちにどのように適用され、それが子供の改善にとってどれほどの支援になるのかを知る必要がある。

2-1-2 予防・対応計画の展開「安」

実績を上げている学校は暴力予防・対応計画を作成し、その実行を確保するためのチームを編成している。これらの学校は調査研究に基づく戦略や手法を採用している。

健全な暴力予防・対応計画は、教師、生徒、家族及び全コミュニティからの共通なニーズ及び固有のニーズを反映している。その計画には、学校コミュニティ内の各個人（管理者、教師、両親、生徒、バス運転手、支援スタッフ）がどのようにして問題を抱えている子供の精神的・行動的注意信号を見つけたらよいのか、そして見つけたら何をなすべきかについての概要が書かれている。同時に、計画には安全な環境の整備と緊急の脅威並びに暴力事件に対応するため、学校及びコミュニティの各種資源をどのように活用するかについても詳細に書かれている。

効果的な計画には下記の事項が述べられる。

- ・暴力行為の可能性を示す初期の注意信号、並びに注意信号を示す子供たちを認識する

手順。

- ・問題を抱えている子供たちを支援するために学校コミュニティが使用している指導・介入戦略。問題行動を起こす危険性のある生徒のための早期の指導・介入戦略、及びより厳しい問題行動を持つか精神衛生上の必要性のある生徒に対する個別的・集中的な指導・介入を含む。
- ・切迫した注意信号または暴力的行動に対応する危機指導・介入計画、並びに悲劇の結末後に使用される付随計画。

これらの計画は連邦法、州法、並びに地方の法律に適合しなければならない。この計画には家族並びに地元学校の支援が必要である。

2-1-3 初期の注意信号を指導・介入手順の作成に利用する「安」

各学校は、生徒や学校職員が初期注意信号を発した子供について通報した後に、彼らが従うべき手順を作成しなければならない。例えば多くの学校では学校長が最初の接触窓口になっている。切迫した危機が予想されないときは、学校長は学校心理専門家あるいはその他の専門家に接触し、その後はその専門家が責任を負って問題に対処する。その問題は深刻であるが切迫した危機が想定されないときは、子供の両親に連絡する必要がある。学校内の環境要因が子供の問題行動を引き起こしあるいは悪化させていると判断されるときは、学校はその要因を直ちに修正せねばならない。

2-1 対策組織

対策の準備や実行を行う組織には保護者および警察官、カウンセラなど学校外の専門家を加え、多面的に対策を準備・実行できるようにすることが望ましい。

2-1-1 都市警察官「加」

一部の学校では高校及び中学で郡の見習警察官を雇用し、危ない（At-risk）生徒との連携、情報の提供、他の生徒に対するカウンセリングを担当させている。

フレスノ学区はこのような革新的対策の分野でリーダーであった。1994年、当学区は市警察当局・郡見習警察官部局との間でパートナーシップを組み、見習警察官を学校構内に配置した。校内または校外で軽微な非行を犯した少年たちは、6ヶ月間、見習警察官と契約を結ぶ。その見習警察官は彼らの学校での態度改善状況や日常活動をモニターする。見習警察官たちは各学校で50人から100人の生徒のケースを分担するのだ。学校に派遣されている都市警察官とも協働して、彼ら警察官たちはフレスノ学区において特長ある学校安全パートナーシップを形成している。

多くの学区がセキュリティ要員を色々な組み合わせで活用している。たとえばある学区では、日常業務には非警察の学内要員をあて、夜間の建物巡回など特殊業務には非警察のセキュリティ業者に委託している。これは妥当な業務分割といえよう。

あるいはまた、都市警察官／スクール・リソース・オフィサーは犯罪行為の取締まりと捜査、並びに教室内指導と生徒のカウンセリングに重点をおく。一方で学内セキュリティ要

員は予防パトロール、構内監理及びセキュリティ評価を重点とする。これも妥当な業務分担の一例といえよう。

2-1-2 学校の組織的対応「安」

実績を上げている学校コミュニティでは、学校スタッフ、生徒及び家庭が初期の注意信号に関する理解を深めることを支援している。支援政策には下記を含む。

- ・注意信号に関する訓練と相談の継続実施を支援するという学校方針が確立している。

学校コミュニティ全体が初期注意信号の認識法を知っており、問題生徒を支援するという原則を理解している。

- ・学校リーダーを専任している。リーダーは他の生徒に、初期の注意信号を観察したときには懸念を表明し、切迫信号を観察したときは直ちに観察事項を報告するよう促す。これは、学区方針が初期注意信号による認識を許可し推奨していることに付け加えての方針である。

- ・深刻な行動上のまたは成績上の問題を評価し対処するための訓練を受講した専門家チームに容易に相談できる。

2-1-3 予防・対応チームの編成「安」

暴力予防・対応計画の準備及び実行を監督する全校的チームを編成することは有益である。このチームを新たに編成する必要はないが、その中核に指名される人たちは中核チームとしてこの重要な責任を一任されねばならない。

この中核チームは学校コミュニティの全員が暴力予防・対応計画を受け入れ実行することを必ず実現しなければならない。全員が引き受けようという意気込みこそが、問題を抱えている子供たちの関心事をコミュニティが快く分担するための必須の条件であるからだ。

一般的にいて、この中核チームには、校舎の管理者、一般教員と特別教員、両親、及び学校心理専門家、カウンセラー、スクール・リソース・オフィサー、並びに「安全で薬物ゼロ」プログラム調整員が含まれる。学校心理専門家か精神衛生医が校内に勤務していない場合は外部の精神衛生部局からの参画を求める。

他の人物をチームに参加させることも考えられる。例えば全校的な暴力予防計画を作成する場合には、チーム・メンバーとして生徒、コミュニティ部局からの代表者、学校看護婦、学校評議員メンバー、その他支援職員として秘書、バス運転士、守衛などを含めることもできるが、それは状況によって判断する。

また危機対応計画を作成する場合にも範囲を拡大して事務所管理者、セキュリティ担当官、並びにコミュニティ警察官を含めることもできる。

中核チームは、既に存在する校内の他の評議委員会などとの調整をはからねばならない。例えば、学校には両親とコミュニティリーダーからなる評議委員会があり、学校管理者と定期的に会合を開いている。これら評議委員会は一般に助言と支援を提供するが、実績を上げている学校では、評議委員会の役割を拡大して暴力予防と暴力指導・介入計画に必要

な資源の支援を協議願うのも中核チームの調整事項としている。

暴力予防・対応チームの編成に当たっては、両親及び各種のコミュニティリーダーの参画を考慮すること。

- ・PTA 職員など両親グループリーダー
- ・法執行官
- ・検事、判事及び保護観察司
- ・信仰団体の牧師などの代表者
- ・メディアの代表者
- ・暴力予防グループ代表者
- ・精神衛生及び児童福祉職員
- ・医師及び看護婦
- ・家庭局及び家庭派遣センター職員
- ・企業リーダー
- ・娯楽・文化・芸術団体職員
- ・ボランティア
- ・その他コミュニティ団体職員
- ・草の根組織メンバー
- ・大学教授団
- ・その他コミュニティ有力機関代表者

学校評議会は、暴力予防・対応チームの編成、及びその職務について承認し支援を与えねばならない。

全ての暴力の発生を予防できるわけではないが、その発生の可能性を減らすために我々のできることは多くある。熟慮した計画の作成と暴力予防・対応チームの確立によって多くの危機を回避しそれが発生した場合の準備を整えることもできる。

2-2 設備上の対策

2-2-1 防犯設備の設置「加」

タイム誌によると、携帯型金属探知器、学校制服の採用あるいは服装の規正、監視カメラおよび緊急アラームなどが、ジョーンズボロ、リトルトンでの学校暴力事件後、各学校での一般的な方針になってきたという。メリーランド郡のある学区では学区内の 23 校全てに \$685,000 を投じて最新型のカメラ監視システムを設置し、生徒身分証明書を発行し、校庭に制服警官を配置し、事務室に裏口を設けたという。

また、ある学校安全の専門家は、各学級に電話機を置き、各学校に携帯電話を備え、高等学校には呼吸気検査装置を設け、セキュリティ・リスクのある学校の周辺には監視カメラを設置すべきだという。

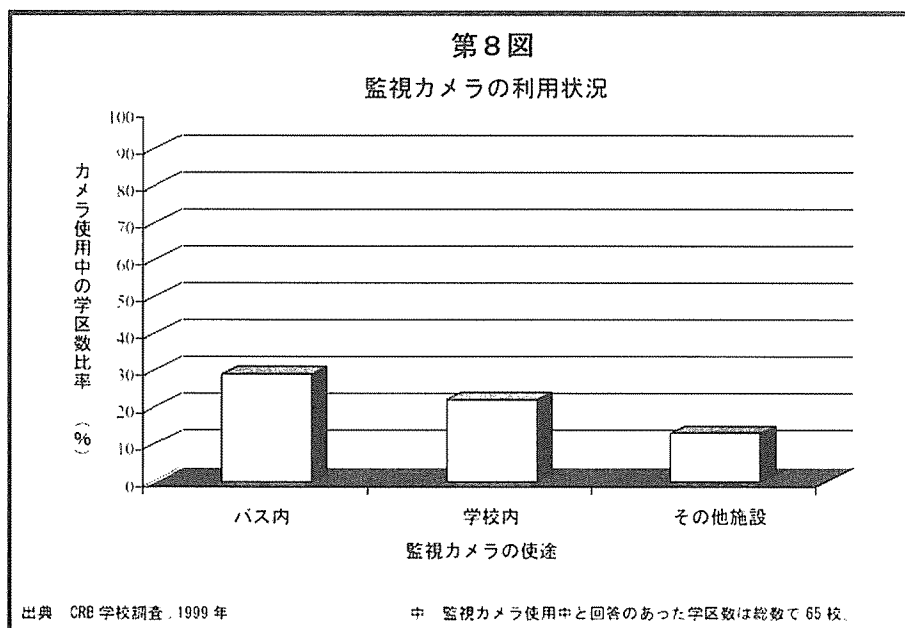
いくつかの州では、無料の電話ホットラインやインターネット・サイトを設けて、学校の

校内に銃や武器を持ち込んだ生徒を見たら誰でも通報するように求めている。

2-2-2 CCTV カメラ「加」

1981 年頃は、多くの学区では特殊な投光器と建物警報システムが犯罪予防の手段として高く評価されていた。今日では各学区で、CCTV ビデオ監視システムが物理的セキュリティ手段として選択されている。

カリフォルニア州調査局（CRB）学校調査によると、州内の 29%の学区ではバスに CCTV カメラを設置、22%の学区では学校内に CCTV カメラを設置、13%の学区ではその他の学校施設のモニターとして CCTV カメラを設置している。



1996 年にカリフォルニア州調査局（CRB）が実施した調査では、カリフォルニア州のごく一部の学校にだけ学校内に CCTV 監視システムが採用されていたことから見ると、現状は大変な増加だと言える。あの悲劇的な学校内射撃事件が発生する以前の 1990 年代の中頃、全国の各学区で CCTV 監視システムの採用が始まった。学区管理者の間では CCTV 監視システムは学校内における犯罪予防にとって不可欠であると信じられている。

もし有効な CCTV 監視システムが採用されていたらコロンバイン射撃事件を防ぐことができたかどうかとの問いに、アラバマ州ハンツビル学区の管理者は「多分防げなかっただろう、しかし被害を最小限に止めることはできたかもしれない」と語った。

武器や薬物検査のために生徒を抜き打ち検査する学区が増えてきている。中学校、高等学校では特に増えている。大多数の大型学区では授業前及び授業中、さらには授業後の行事にでも携帯型金属探知機を使用する。

多くの学区では犬を使って薬物及び武器の検査を行う（第 9 図）。この検査は抜き打ちで、あるいは薬物や武器が学校内に持ち込まれた疑いのあるときに実施される。訓練を積んだ犬がロッカー、便所、その他学校内の共用部分をチェックする。